

事務連絡

令和元年6月19日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育士等に係る有料職業紹介事業の利用に係る問題を
防止するための取組の周知について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が成立したところですが、衆議院・参議院の両内閣委員会の附帯決議として、保育士等であって現に保育に関する業務に従事していないものに係る職業紹介を行う体制の整備及び充実について、決議されたところです（別紙）。

これを踏まえ、今般、当省職業安定局需給調整事業課において、職業紹介事業者と保育所等との間の問題を未然に防止するため、保育所等が職業紹介事業者を利用する際の注意点等をまとめたリーフレット（別添）を、本省のホームページにおいて掲載することとしましたので、本内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

（参考）リーフレットを掲載しているURL

<https://www.mhlw.go.jp/content/000519160.pdf>

(別紙)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成31年4月3日衆議院内閣委員会)

三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実等教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(令和元年5月9日参議院内閣委員会)

三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実、処遇の改善、労働負荷の軽減策等、教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて予算の確保を含め所要の措置を講ずるものとする。